

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
第 1 条～第 3 条 【略】 第 4 条（取引の適格要件） 1. お客様の取引口座（お客様の法定通貨の入出金・残高確認のための口座、暗号資産等の送受信・残高確認のための口座を指します。以下「本口座」といいます。）の開設及び暗号資産等に関連する取引（以下「本取引」といいます。）の実施にあたっては、当該時点において、お客様が本取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに、本サービスの特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、本約款等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること、及び次の各号の要件を満たしていることを必要とします。 （個人のお客様の場合） (1)～(13) 【略】 (14) 本取引の実施時点で 75 歳以上のお客様については、原則、暗号資産等の現物取引及び関連するサービスのみとし、暗号資産を原資産とするレバレッジ取引等のデリバティブ取引は行なえないことに同意いただけること。 (15) 【略】 （法人のお客様の場合） (1)～(13) 【略】 第 5 条～第 20 条 【略】	第 1 条～第 3 条 【略】 第 4 条（取引の適格要件） 1. お客様の取引口座（お客様の法定通貨の入出金・残高確認のための口座、暗号資産等の送受信・残高確認のための口座を指します。以下「本口座」といいます。）の開設及び暗号資産等に関連する取引（以下「本取引」といいます。）の実施にあたっては、当該時点において、お客様が本取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに、本サービスの特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、本約款等を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること、及び次の各号の要件を満たしていることを必要とします。 （個人のお客様の場合） (1)～(13) 【略】 (14) 本口座開設時点で 75 歳以上のお客様については、原則、暗号資産等の現物取引及び関連するサービスのみとし、暗号資産を原資産とするレバレッジ取引等のデリバティブ取引は行なえないことに同意いただけること。 (15) 【略】 （法人のお客様の場合） (1)～(13) 【略】 第 5 条～第 20 条 【略】

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

第 21 条（禁止事項）	第 21 条（禁止事項）
1. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。 (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為 (2) 本サービスの内容又は本サービスにより利用できる情報を改ざんし、又は消去する行為 (3) 当社が提供する本サービス以外のツール等を使用した取引、又はその疑いのある行為 (4) 短時間、又は合理性を超えるような過度に頻繁な注文又は取引であると認められる行為 <u>(5) 他のお客様と同調して短時間に多数の注文及び取引を行う行為であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引、価格形成等に影響を及ぼすおそれのある行為</u> <u>(6) 本約款等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為</u> <u>(7) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為</u> <u>(8) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為</u> <u>(9) 詐欺・偽計等の犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為</u> <u>(10) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信し、又は掲載する行為、又はわいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を提供するサービスとの間で直接又は間接に暗号資産を送付し、若しくは受領する行為</u> <u>(11) 賭博・ギャンブル（オンラインカジノの利用を含みます。以下同じ。）を実施</u>	1. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。 (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為 (2) 本サービスの内容又は本サービスにより利用できる情報を改ざんし、又は消去する行為 (3) 当社が提供する本サービス以外のツール等を使用した取引、又はその疑いのある行為 (4) 短時間、又は合理性を超えるような過度に頻繁な注文又は取引であると認められる行為 (5) 本約款等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為 (6) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為 (7) 他者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為 (8) 詐欺・偽計等の犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為 (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信し、又は掲載する行為 (10) 賭博・ギャンブル（オンラインカジノの利用を含みます。以下同じ。）を実施し、若しくは開催する行為、又は賭博・ギャンブルを提供するサービスとの間で直接又は間接に暗号資産を送付し、若しくは受領する行為 (11) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為 (12) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
し、若しくは開催する行為、又は賭博・ギャンブルを提供するサービスとの間で直接又は間接に暗号資産を送付し、若しくは受領する行為 <u>(12)</u> 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為 <u>(13)</u> 第三者になりすまして本サービスを利用する行為 <u>(14)</u> ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為 <u>(15)</u> 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為又は第三者が不快感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為 <u>(16)</u> 本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為 <u>(17)</u> 虚偽の、又は故意に誤った登録情報を当社に届け出る行為 <u>(18)</u> 当社の承諾を得ることなく、本サービスにより取得した情報を本サービス以外の目的で利用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩する行為 <u>(19)</u> 自ら又は第三者を利用した、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為 <u>(20)</u> 暗号資産等の売買等のため又は暗号資産等の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為； ① お客様が直接経験又は認識していない、合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。 ② 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。	(13) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為 (14) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為又は第三者が不快感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為 (15) 本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為 (16) 虚偽の、又は故意に誤った登録情報を当社に届け出る行為 (17) 当社の承諾を得ることなく、本サービスにより取得した情報を本サービス以外の目的で利用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩する行為 (18) 自ら又は第三者を利用した、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為 (19) 暗号資産等の売買等のため又は暗号資産等の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為； ① お客様が直接経験又は認識していない、合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。 ② 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。 (20) 暗号資産等の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引； ① 暗号資産等の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
<u>(21)</u> 暗号資産等の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引； ① 暗号資産等の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引 ② 暗号資産等の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引 ③ 暗号資産等の売買等を誘引する目的で、当該売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の価格を変動させるべき一連の暗号資産等の売買等に係る現実の取引 ④ 暗号資産等の売買等を誘引する目的で、暗号資産等の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引 ⑤ 暗号資産等の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の暗号資産等の売買等に係る取引 <u>(22)</u> 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引 <u>(23)</u> 当社の取扱暗号資産等の情報取得者に該当するお客様の本取引 <u>(24)</u> 取引とは関係がないと思われる入出金・入出庫を繰り返し行う行為 <u>(25)</u> 短時間に連続して同一の受取人に対する暗号資産等の送付を繰り返す等、本サービスの利用状況が不適當又は不審と認められる行為 <u>(26)</u> 同一人物が複数の本口座を開設する行為 <u>(27)</u> 複数人物が一つの本口座を利用する行為又はお客様本人以外の第三者に本口座を利用させる行為 <u>(28)</u> 暗号資産等の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為 <u>(29)</u> 本サービス用設備につき逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニア	② 暗号資産等の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引 ③ 暗号資産等の売買等を誘引する目的で、当該売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の価格を変動させるべき一連の暗号資産等の売買等に係る現実の取引 ④ 暗号資産等の売買等を誘引する目的で、暗号資産等の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引 ⑤ 暗号資産等の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の暗号資産等の売買等に係る取引 (21) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引 (22) 当社の取扱暗号資産等の情報取得者に該当するお客様の本取引 (23) 取引とは関係がないと思われる入出金・入出庫を繰り返し行う行為 (24) 短時間に連続して同一の受取人に対する暗号資産等の送付を繰り返す等、本サービスの利用状況が不適當又は不審と認められる行為 (25) 同一人物が複数の本口座を開設する行為 (26) 複数人物が一つの本口座を利用する行為又はお客様本人以外の第三者に本口座を利用させる行為 (27) 暗号資産等の二重譲渡に該当する行為又はこれを試みる行為 (28) 本サービス用設備につき逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等を行う行為。また、それらの行為を助長する目的でインターネット上にリンクを作成する行為 (29) その他当社が不適切であると認める行為 2. ～3. 【略】

サービス総合約款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
リング等を行う行為。また、それらの行為を助長する目的でインターネット上にリンクを作成する行為 <u>(30) その他当社が不適切であると認める行為</u> 2. ～3. 【略】 第 22 条～第 46 条 【略】 【制定】2017 年 6 月 28 日 【略】 <u>【改定】2026 年 10 月 14 日</u>	第 22 条～第 46 条 【略】 【制定】2017 年 6 月 28 日 【略】 【改定】2026 年 6 月 24 日